

## 鳥取県議会議員定数等調査検討委員会の検討結果について

## R4. 3. 9 鳥取県議会議員定数等調査検討委員会決定

本委員会は、昨年12月21日の本会議において設置が決まり、本年2月3日、2月15日、3月4日の計3回にわたり、次の一般選挙に向けた鳥取県議会議員の「定数」、「選挙区」及び「各選挙区において選挙すべき議員の数」について、活発に協議・検討を行いました。

その検討結果は、次のとおりです。

## 1 定数について

現行のとおり、35人とする。

## 2 選挙区について

現行のとおり、区割りは変更せず、4市5郡の計9選挙区とする。

## 3 各選挙区において選挙すべき議員の数について

現行のとおりとする。

## 4 申し送り事項について

定数及び選挙区の見直しについては、定数を3人減らした平成23年一般選挙から10年以上が経過する中での人口減少を踏まえた「定数の在り方」、隣接していない町村の区域や1人区の取扱いを含めた「区割りの在り方」などの調査検討に加え、それらについて県民の理解を得るために相当の時間を要すると考えられることから、次の一般選挙後の早い時期に検討に着手すること。

## 《参考》 現行の「選挙区」及び「各選挙区において選挙すべき議員の数」

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
鳥取市選挙区	鳥取市の区域	12人
米子市選挙区	米子市の区域	9人
倉吉市選挙区	倉吉市の区域	3人
境港市選挙区	境港市の区域	2人
岩美郡選挙区	岩美郡岩美町の区域	1人
八頭郡選挙区	八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域	2人
東伯郡選挙区	東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の区域	3人
西伯郡選挙区	西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域	2人
日野郡選挙区	日野郡日南町、日野町及び江府町の区域	1人